

# 第1回嬉野市議会定例会議案

平成25年3月1日提出

嬉野市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
1	平成25年3月1日	嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例について	1
2	〃	嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例について	4
3	〃	嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例について	14
4	〃	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	16
5	〃	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について	18
6	〃	嬉野市税条例の一部を改正する条例について	20
7	〃	嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	22
8	〃	嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について	24
9	〃	嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について	26
10	〃	嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について	28
11	〃	嬉野市小規模水道条例について	32
12	〃	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について	37
13	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	39
14	〃	嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	43
15	〃	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について	46
16	〃	嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	48
17	〃	嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例について	50
18	〃	嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例について	53
19	〃	嬉野市地域公共交通会議条例について	56
20	〃	嬉野市男女共同参画推進協議会条例について	60
21	〃	嬉野市教育委員会評価委員会条例について	63

22	平成25年3月1日	嬉野市就学支援委員会条例について	66
23	〃	嬉野市学校給食センター運営委員会条例について	69
24	〃	嬉野市地域福祉計画策定委員会条例について	73
25	〃	嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例について	76
26	〃	嬉野市要保護児童対策地域協議会条例について	79
27	〃	嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例について	83
28	〃	嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例について	86
29	〃	嬉野市高齢福祉推進委員会条例について	90
30	〃	嬉野市障がい者計画策定審議会条例について	93
31	〃	嬉野市健康づくり推進協議会条例について	96
32	〃	嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例について	99
33	〃	嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例について	102
34	〃	嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例について	105
35	〃	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について	108
36	〃	嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について	110
37	〃	嬉野市青少年問題協議会条例を廃止する条例について	112
38	〃	市道路線の認定について	114
39	〃	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について	115
40	〃	平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）	別冊
41	〃	平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
42	〃	平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
43	〃	平成24年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃

4 4	平成25年3月1日	平成24年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	別冊
4 5	〃	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
4 6	〃	平成24年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃
4 7	〃	平成24年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第2号）	〃
4 8	〃	平成24度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
4 9	〃	平成25年度嬉野市一般会計予算	〃
5 0	〃	平成25年度嬉野市国民健康保険特別会計予算	〃
5 1	〃	平成25年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5 2	〃	平成25年度嬉野市農業集落排水特別会計予算	〃
5 3	〃	平成25年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算	〃
5 4	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算	〃
5 5	〃	平成25年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算	〃
5 6	〃	平成25年度嬉野市水道事業会計予算	〃
5 7	〃	嬉野市教育委員会委員の任命について	117

議案第 1 号

嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例について

嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づき、  
新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市新型インフルエンザ等対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、嬉野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充て、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な

事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

議案第2号

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例について

嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業を施行するため、条例を制定する必要がある。

# 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業施行条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分方法（第7条・第8条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第9条—第16条）
- 第5章 地積の決定方法（第17条—第19条）
- 第6章 評価（第20条—第22条）
- 第7章 清算（第23条—第29条）
- 第8章 雜則（第30条—第33条）

## 附則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により、嬉野市（以下「施行者」という。）が施行する嬉野温泉駅周辺地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。

#### (事業の名称)

第2条 前条の事業の名称は、嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業（以下「事業」という。）という。

#### (施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

嬉野市嬉野町大字下宿字一本松、字二本杉、字三本杉、字四本杉及び字五本杉の各一部

#### (事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

#### (事業所の所在地)

第5条 事業の事務所は、嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地に置く。

### 第2章 費用の負担

#### (費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、次に定めるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第120条の規定による公共施設管理者負担金
- (3) 法第121条の規定による国庫補助金
- (4) その他負担金

### 第3章 保留地の処分方法

#### (保留地の処分)

第7条 保留地の処分は、公開抽選により行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により保留地の処分を行うことができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他これに準ずる法人が公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 希望者がないとき。
- (3) その他特に施行者が必要と認めたとき。

#### (保留地の処分価格)

第8条 保留地は、施行者がその位置、地積、土質、利用状況、環境、近傍類似地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項に規定する評価員（以下「評価員」という。）の意見を聴いて定めた予定価格を下らない価格をもって処分するものとする。

2 施行者は、経済的変動その他の事由により必要があると認めるときは、評価員の意見を聴いて、前項の規定により定めた予定価格を変更することができる。

### 第4章 土地区画整理審議会

#### (地区画整理審議会の設置)

第9条 事業を施行するため法第56条第1項の規定により、嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (委員の定数)

第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

- 2 委員のうち、法第58条第3項の規定により施行者が事業について学識経験を有する者から選任する委員の定数は、2人とする。
- 3 委員のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以

下「借地権者」という。)からそれぞれに選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)第22条第4項の規定に基づき市長が別に公告する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、5年とする。

- 2 委員に欠員が生じたため、新たに選挙し、又は選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第12条 選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

- 2 令第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者(以下「選挙人」という。)は、令第22条第1項の公告があった日から10日以内に、立候補届を市長に提出して候補者となり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出してその選挙人を候補者とすることができます。

(予備委員)

第13条 審議会に宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置くことができる。

- 2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員の数又は借地権者から選挙すべき委員の数の2分の1以内とする。
- 3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。
- 4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、令第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。
- 5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の規定による公告があった日において、予備委員としての地位を取得するものとする。
- 6 委員について、令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定める。

7 委員に欠員を生じた場合においては、委員に補充すべき順位に従い、順次予備委員をもって補充するものとする。

(選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数)

第14条 選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1とする。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員が、それぞれの定数の3分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第16条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、市長は速やかに補欠の委員を選任する。

## 第5章 地積の決定方法

(基準地積の決定)

第17条 換地計画において換地を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在における土地登記簿上の地積とし、施行日現在において登記されていない土地については、施行者が実測した地積とする。

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。次条において同じ。)を有する者は、基準地積が事実に相違すると認めるときは、施行日から60日以内に、実測図及び隣接する土地の所有者との土地境界確定書を添えて施行者に基準地積の更正を申請することができる。

2 前項の規定による申請があるときは、施行者は、申請人及び関係土地所有者の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認し、基準地積を更正する必要があると認めるときは、その基準地積を更正しなければならない。

3 施行者は、基準地積が明らかに事実に相違すると認める宅地及び特に地積について実測する必要があると認める宅地について、その宅地の所有者及びその宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、その基準地積を更正することができる。

4 施行者は、施行地区を適當と認める区域に分割し、各区域について実測した宅地の地積と、その区域内基準地積を合計した地積との間に著しく差異がある場合は、その差異に係る地積をその区域内の基準地積（前条又は第2項若しくは前項の規定による実測の結果定まった基準地積を除く。以下この項において同じ。）  
に按分して、基準地積を更正することができる。

5 施行日後に分割した宅地の分割後の各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の各筆の登記された地積に按分した地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で按分した地積とすることができる。

（所有権以外の権利の目的となる宅地の地積）

第19条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記のしてある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、施行者がその宅地の基準地積の範囲内で定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

## 第6章 評価

（評価員の定数）

第20条 評価員の定数は、3人とする。

（宅地の評価）

第21条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類似地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

（権利の評価）

第22条 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額の割合は、施行者が前条の価額、賃貸料、位置、土質、水利、

利用状況、環境、近傍類似地の取引価格等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

## 第7章 清算

### (清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

### (換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項及び第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

### (清算金の相殺)

第25条 施行者は、清算金を徴収すべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺することができる。

### (清算金の徴収又は交付の通知)

第26条 施行者は、前3条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

### (清算金の分割徴収又は分割交付)

第27条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が5万円以上である場合は、別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

2 前項の規定により清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率（当該貸付利率が年6パ

一セントを超える場合においては、年6パーセントの利率）とし、第1回の分割徴収すべき期日の翌日から付するものとする。

- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えた金額とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、施行者は、毎回の納付期限又は交付期限を定めて、清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知する。
- 5 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 6 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、施行者が必要と認めたときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 7 施行者は、清算金を分割納付する者が分割納付に係る納付金を滞納したときは、未納の清算金の全部又は一部について納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 8 清算金を分割納付する者又は交付を受ける者は、その氏名又は住所を変更したときは、直ちに施行者に届け出なければならない。

#### （督促手数料及び延滞金）

第28条 法第110条第3項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限（以下「指定期限」という。）までに当該督促に係る徴収金の額（以下「督促額」という。）を納付しない場合においては、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第17条の規定に基づき国土交通大臣が定める額の督促手数料及び指定期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、督促額（当該督促額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の延滞金を徴収する。ただし、督促額が100円未満であるとき又は延滞金の額が10円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

- 2 前項の場合において、督促額の一部について納付があったときは、その納付の

日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、当該督促額からその納付のあった額を控除した額とする。

(仮清算への準用)

第29条 第23条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付するものと施行者が定めた場合に準用する。

## 第8章 雜則

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第30条 法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。

2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権について同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。

(権利の異動の届出)

第31条 この条例の施行日後において、宅地又は建築物等について権利の異動を生じたときは、当事者双方連署して、遅滞なく施行者に届け出なければならない。ただし、連署を得ることができないときは、その理由を記載した書面及びその異動を証する書面を添付して連署に代えることができる。

(換地処分の時期の特例)

第32条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について、工事が完了する以前においても、法第103条第2項の規定により換地処分を行うことができる。

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表（第27条関係）

徴収金又は交付金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割する回数
5万円以上10万円未満	6月以内	2回
10万円以上15万円未満	1年以内	3回
15万円以上20万円未満	1年6月以内	4回
20万円以上25万円未満	2年以内	5回
25万円以上30万円未満	2年6月以内	6回
30万円以上	3年以内	7回

議案第3号

嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成24年法律第53号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市暴力団排除条例の一部を改正する条例

嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例について

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野保育所の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
例の一部を改正する条例

嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表中保育所嘱託医の項及び保育所嘱託歯科医の項を削り、母子自立支援員の項  
中「月額」を「〃」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野温泉公衆浴場施設特別会計の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正前の嬉野市特別会計条例第1条第5号に規定する嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計（以下「公衆浴場施設特別会計」という。）の平成24年度分の歳入、歳出及び同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

#### （権利義務の帰属）

3 この条例の施行の際、公衆浴場施設特別会計に属する権利義務で、平成24年度分の歳入及び歳出に係るものは、同年度の出納閉鎖の際に一般会計に帰属するものとする。

議案第 6 号

嬉野市税条例の一部を改正する条例について

嬉野市税条例(平成 18 年嬉野市条例第 51 号)の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 115 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の同項に規定する行為については、なお従前の例による。

議案第7号

嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 認可地縁団体及び航空写真図に係る手数料を追加したいので、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中22の項を24の項とし、21の項の次に次のように加える。

22	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
23	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円

別表第3中3の項を6の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	航空写真図又は地番図付航空写真図の閲覧	1件につき	300円
4	航空写真図の交付	1枚につき	700円
5	地番図付航空写真図の交付	1枚につき	1,000円

### 附 則

この条例中別表第2の改正規定は平成25年4月1日から、別表第3の改正規定は平成25年7月1日から施行する。

議案第8号

嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第139号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 アパート等の集合住宅の加入を促進するため、分担金を追加したいので、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、アパート等の集合住宅については、別表に定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

区分		分担金の額
集合住宅	基本額	150,000円
	加算額	50,000円×(入居可能戸数-1)

備考 公共ます1個当たりの金額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条ただし書の規定は、この条例の施行の日以後アパート等の集合住宅に係る排水設備の新設等の確認申請をした者に係る分担金の額について適用し、同日前に排水設備の新設等の確認申請をした者に係る分担金の額については、なお従前の例による。

議案第9号

嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例について

嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による道路法（昭和27年法律第180号）の改正に伴い、市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を定めるため、条例を制定する必要がある。

嬉野市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法を  
定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、市道を新設し、又は改築する場合における市道の構造の技術的基準並びに市道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「命令」という。）において使用する用語の例による。

(市道の構造の技術的基準)

第3条 法第30条第3項に規定する条例で定める技術的基準は、政令に定める基準とする。

(市道に設ける案内標識等の寸法)

第4条 法第45条第3項に規定する条例で定める寸法は、命令別表第2に定める寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について

嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）において使用する用語の例による。

### (布設工事監督者を配置する工事)

第3条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

### (布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明

治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技術を有すると認められた者
- (7) 前各号に掲げる者と同等以上の技術を有すると市長が認める者

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 厚生労働省令の定めるところにより、前各号に掲げるものと同等以上の技術を有すると認められた者

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の技術を有すると市長が認める者

2 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第11号

嬉野市小規模水道条例について

嬉野市小規模水道条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による水道法（昭和32年法律第177号）の改正に伴い、佐賀県から権限が移譲されるため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市小規模水道条例

### (目的)

第1条 この条例は、小規模水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにすることによって、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例で「小規模水道」とは、導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、給水人口が50人以上100人以下のものをいう。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道及び臨時に施設されたものを除く。

### (確認等)

第3条 小規模水道を新設し、増設し又は改造しようとする者は、その布設工事に着手する前に、当該工事の設計が次の基準に適合するものであることについて市長の確認を受けなければならない。

- (1) 水道法第4条に規定する水質基準に適合する必要量の浄水を得るために必要な取水、浄水等の設備を有し、かつ、消毒設備を備えること。
  - (2) 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水設備を有すること。
  - (3) 前2号の設備は、給水が容易かつ確実であり、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 2 前項の確認を受けようとする者は、申請書に工事設計書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の申請書を受理した場合において、申請の内容が第1項に規定する基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき又は当該申請書によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又は判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
  - 4 前項の通知は、速やかに書面をもつてしなければならない。

### (給水開始前の検査)

第4条 前条の確認を受けた者は、工事が竣工し、給水を開始しようとするときは、その水の水質検査の成績書を添えて市長に届け出て検査を受けなければならない。

(水質検査)

第5条 小規模水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、年4回以上及び市長から特に要求があったときは、その都度、規則で定める水質検査を行わなければならない。

2 前項の水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、検査を行った日から起算して2年間保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第6条 設置者は、規則で定めるところにより、小規模水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他給水の安全を期するため必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第7条 設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(管理者)

第8条 設置者は、給水の安全を確保するため、施設管理の技術上の実務を担当する管理者を置かなければならぬ。ただし、設置者は自ら管理者となることができる。

2 設置者は、管理者を定めたとき又は自ら管理者となったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。管理者を変更したときも、また同様とする。

(健康診断)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、小規模水道の管理に従事する者に対し、健康診断を受けることを命ずることができる。

(休廃止の届出)

第10条 設置者は、給水を開始した後において小規模水道の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、設置者から小規模水道施設の管理及び運営について必要な報告を求め、又は職員をして当該施設に立ち入り、その設備、水圧、水量、水質若しくは必要な書類等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を証する証票を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令等)

第12条 市長は、前条第1項の報告、検査等の結果、小規模水道施設が第3条第1項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、期間を定めて当該施設の改善、修理その他必要な措置を命ずることができる。

2 設置者は、施設の改善、修理その他命ぜられた措置を完了したときは、直ちに市長に報告し、検査を受けなければならない。

(給水の停止命令)

第13条 市長は、設置者が前条第1項の規定による命令に従わない場合において給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。

(罰則)

第14条 第7条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の確認を受けないで小規模水道の布設工事に着手した者
- (2) 第4条又は第5条の規定に違反した者
- (3) 前条の規定による給水の停止命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第15条 法人（人格のない社団を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者がその訴訟行為につきその人格のない社団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に佐賀県小規模水道条例（昭和35年佐賀県条例第28号）の規定により佐賀県知事又は保健所長が行った命令等の处分若しくは通知その他の行為又は佐賀県知事に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行後は、この条例の相当規定に基づいて、市長が行った命令等の处分若しくは通知その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

議案第12号

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による都市公園法（昭和31年法律第79号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例

嬉野市都市公園条例（平成18年嬉野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条・第2条）」を

「第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 都市公園の設置基準（第2条の2—第2条の4）に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に改める。

第4章を第5章とし、第3章を第4章とし、第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

### 第2章 都市公園の設置基準

（設置、配置及び規模の基準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第1条の2及び第2条に定める基準とする。

（公園施設の設置基準）

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項に定める範囲とする。

（特定公園施設の設置基準）

第2条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）に定める基準とする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第13号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による下水道法（昭和33年法律第79号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第3条）」を  
「第1章 総則（第1条—第3条）」

「第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準（第3条の2—第3条の6）」に、  
「第3章 公共下水道の使用（第14条—第23条）」を

「第3章 公共下水道の使用（第14条—第23条）」

「第3章の2 終末処理場の維持管理（第23条の2）」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準  
(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第3条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、

可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第3条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠<sup>きよ</sup>の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべき又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるもの限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第16条本文中「法第12条の10第1項」を「法第12条の11第1項」に同項第15号中「0.2ミリグラム以下」を「1ミリグラム以下」に、同項第29号中「5ミリグラム以下」を「2ミリグラム以下」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

### 第3章の2 終末処理場の維持管理

第23条の2 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さない物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第14号

嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「（個別排水処理施設を含む。）」の次に「並びに資源循環施設」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 資源循環施設　処理場で生じた汚泥を利用し、堆肥を生産する施設で、市が管理するものをいう。

第27条を第30条とし、第26条を第29条とし、第25条を第28条とし、第24条の次に次の3条を加える。

(技術管理者)

第25条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条本文の規定により資源循環施設に置く技術管理者は、市長が資格を有する者の中から任命し、又は委任する。

(技術管理者の職務)

第26条 技術管理者は、法第21条第2項の規定による監督のほか、市が有する施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する。

(技術管理者の資格)

第27条 技術管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する者でなければならない。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

別表第1に次のように加える。

嬉野市資源循環施設	嬉野市塩田町大字 谷所乙3498番地3	農業集落排水の終末処理施設で発生 する汚泥
-----------	------------------------	--------------------------

別表第4を次のように改める。

別表第4（第21条関係）

区分	新規加入金の額	
一般住宅・店舗等の施設	150,000円	
集合住宅	基本額	150,000円
	加算額	50,000円×(入居可能戸数-1)

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第15号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正及び厚生住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項の規定により条例で定める市営住宅等の整備基準は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）で定める基準とする。

別表第1厚生住宅の項を削る。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第16号

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市水道事業の設置等に関する条例（平成18年嬉野市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

### （資本剰余金の処分）

第5条 每事業年度生じた資本剰余金の処分に関し、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第17号

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例について

嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議条例

### (設置)

第1条 災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）を作成するため、嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 避難支援プランの作成に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
- (組織)

第3条 連絡会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 災害時要援護者の支援に関し知識又は経験を有する者
- (2) 地域団体の推薦する者
- (3) 防災関係団体の推薦する者
- (4) 副市長
- (5) 部長の職にある市職員

### (任期)

第4条 連絡会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 連絡会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 連絡会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことが

できる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市災害時要援護者避難支援連絡会議の委員である者については、連絡会議の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第18号

嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例について

嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会条例

### (設置)

第1条 嬉野市を訪れる全ての人及び市民が、障がい者、高齢者及び外国人の別なく、観光、社会生活等の中で、安心と心のゆとりを感じることができるまちづくりを推進するため、嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 嬉野市ひとにやさしいまちづくりプランに基づく嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進計画の策定に関すること。
- (2) ひとにやさしいまちづくりの啓発に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ひとにやさしいまちづくりに関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 団体の代表者
- (3) 佐賀県職員
- (4) 市職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要と認めるときは、関係者に対し協議会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、調査、研究等を必要とする事項については、専門部会を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市ひとにやさしいまちづくり推進協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第19号

嬉野市地域公共交通会議条例について

嬉野市地域公共交通会議条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市地域公共交通会議条例

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、嬉野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (5) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (8) 佐賀県職員
- (9) 道路管理者
- (10) 警察署の職員
- (11) 部長の職にある市職員

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、部長の職にある市職員である委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 議長が必要と認めるときは、交通会議は書面によって開催し、書面によって表決することができるものとする。この場合において、議長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。
- 5 交通会議は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し交通会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 6 交通会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議がととのった事項については、市その他関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長

が交通会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第20号

嬉野市男女共同参画推進協議会条例について

嬉野市男女共同参画推進協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市男女共同参画推進協議会条例  
(設置)

第1条 嬉野市における男女共同参画社会づくりに関する施策を効果的に推進するため、嬉野市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関すること。
- (2) 嬉野市男女共同参画行動計画の進捗状況並びに成果の点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の施策の推進に必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求める、説明及び意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に嬉野市男女共同参画推進協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第21号

嬉野市教育委員会評価委員会条例について

嬉野市教育委員会評価委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市教育委員会評価委員会条例

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施するため、嬉野市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、点検及び評価を行う年度の前年度の教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち、教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務について点検及び評価を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、当該年度における最初の委員会の会議は、教育長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に關係がある者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第22号

嬉野市就学支援委員会条例について

嬉野市就学支援委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市就学支援委員会条例

### (設置)

第1条 嬉野市における幼児、児童及び生徒の適切な就学支援を図るため、嬉野市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び協議をし、答申する。

- (1) 障がいの種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 医師又は専門的知識を有する者
  - (3) 保健師
  - (4) 嬉野市立学校長
  - (5) 特別支援学級担当者
  - (6) 通級指導担当者
  - (7) 佐賀県立特別支援学校の代表者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
  - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市適正就学指導委員会の委員である者については、委員会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第23号

嬉野市学校給食センター運営委員会条例について

嬉野市学校給食センター運営委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市学校給食センター運営委員会条例  
(設置)

第1条 嬉野市学校給食センター設置条例（平成18年嬉野市条例第82号）第2条に規定する学校給食センター（以下「給食センター」という。）に学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、給食センターの運営について次の事項を審議するものとする。

- (1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に定める学校給食の目標達成に関すること。
- (2) 学校給食の企画運営に関すること。
- (3) 保護者負担給食費会計の予算、決算及び徴収に関すること。
- (4) 給食用物資の購入に関すること。
- (5) 関係団体との連絡協調に関すること。
- (6) 給食内容に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営について必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次の表に掲げる者のうちから嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、その定数は同表に掲げるとおりとする。

塩田学校給食センター運営委員会	嬉野学校給食センター運営委員会
教育委員会委員 1人	教育委員会委員 1人
嬉野市立学校長 4人	嬉野市立学校長 7人
PTA役員 4人	PTA役員 7人
嬉野市商工会を代表する者 1人	嬉野市商工会を代表する者 1人
民生委員・児童委員 1人	民生委員・児童委員 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長、副会長及び監事)

第5条 各運営委員会に会長1人、副会長1人、監事2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を統括し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計及び給食センターの運営状況を毎学期1回以上監査し、その結果を運営委員会に報告する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、年度の最初の会議は、教育委員会委員である委員が招集する。

2 会議は、毎学期1回とする。ただし、必要に応じ、臨時に会議を開くことができる。

3 運営委員会は、委員定数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 運営委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成によって決する。

(実行委員)

第7条 運営委員会において決定した事項の執行に当たるため、実行委員を置くことができる。

2 実行委員は、教育長、教育部長、学校教育課長及び小中学校長並びに学校給食センター所長をもって充てる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に学校給食センター運営委員会の委員である者については、運営委員会の委員として第3条の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第24号

嬉野市地域福祉計画策定委員会条例について

嬉野市地域福祉計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市地域福祉計画策定委員会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による嬉野市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、嬉野市基本構想に即し地域福祉の推進について広く住民の意見を聴取し、計画づくりに生かすために、嬉野市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 社会福祉団体に關係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 地域福祉活動を支援する組織に所属する者
- (5) 部長の職にある市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の意見)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市地域福祉計画策定委員会の委員である者については、委員会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第25号

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例について

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会条例  
(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定により、嬉野市次世代育成支援地域行動計画（以下「地域行動計画」という。）に基づく施策の推進を図るため、嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域行動計画の策定
- (2) 地域行動計画の実施状況の点検及び評価
- (3) 次世代支援に関する様々な問題提起及び提案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の設置の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育関係者
- (2) 子育て支援関係者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 保育園等の保護者
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に嬉野市次世代育成支援地域行動計画協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第26号

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例について

嬉野市要保護児童対策地域協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例

### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の適切な保護又は要支援児童（法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（法第6条の2第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、嬉野市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に係る関係機関等相互の情報の共有化に関すること。
- (2) 要保護児童等に係る関係機関等の連携及び協力に関すること。
- (3) 要保護児童等に対する支援策の広報及び啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、要保護児童対策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等から推薦された者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 佐賀地方法務局武雄支局
- (2) 佐賀県中央児童相談所
- (3) 杵藤保健福祉事務所
- (4) 鹿島警察署
- (5) 嬉野町医師会・塩田町医師会
- (6) 嬉野市歯科医師会
- (7) 市内の児童養護施設
- (8) 嬉野市民生委員児童委員協議会
- (9) 嬉野市小中学校校長会

- (10) 市内の幼稚園
- (11) 市内の保育園
- (12) 嬉野市教育委員会
- (13) 嬉野市

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(実務者会議)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び関係機関等の実務者は、諸会議、調査等で知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に嬉野市要保護児童対策地域協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第27号

嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例について

嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市老人ホーム入所判定委員会条例  
(設置)

第1条 老人ホームへの入所判定の適正化を図るため、嬉野市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 老人ホームへの入所措置等についての要否の判定に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、老人ホームへの入所措置等に関し必要な事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の老人福祉施設代表
  - (2) 市内の医師
  - (3) 嬉野市を所管区域とする保健福祉事務所の長
  - (4) 民生委員・児童委員代表者
  - (5) 社会福祉事務担当部所管課の長
  - (6) 保健師
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長を務める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第8条 委員会は、入所判定の結果を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第28号

嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例について

嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会条例

### (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく嬉野市高齢者保健福祉計画を策定するため、嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議をし、速やかに市長に提言を行うものとする。

- (1) 嬉野市高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の保健福祉に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦された者及び募集に応じた市民のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 嬉野市行政嘱託員会
- (2) 嬉野市民生委員児童委員協議会
- (3) 嬉野町医師会・塩田町医師会
- (4) 嬉野市歯科医師会
- (5) 嬉野町薬剤師会・塩田町薬剤師会
- (6) 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会
- (7) 市内の高齢者で組織する団体
- (8) 市内の女性で組織する団体
- (9) 市内の保健・福祉活動を目的とする団体
- (10) 市内に所在する保健・福祉施設
- (11) 市及び市に關係する行政組織

3 募集に応じた市民のうちから選出された委員（以下「公募委員」という。）の定数は、4人以内とし、その選出については抽選又は選考の方法によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項各号に掲げる機関、団体等から推薦された委員は、再任されることができる。ただし、当該機関、団体等に所属しなくなったときは、委員の資格を失う。

3 公募委員は、再任されることができない。ただし、新たに募集に応じ、選出された場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議事については、原則として全員の同意をもって決する。ただし、これにより難い場合は、出席者の過半数の賛成によって決し、可否同数のときは会長が決する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第29号

嬉野市高齢福祉推進委員会条例について

嬉野市高齢福祉推進委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市高齢者福祉推進委員会条例

### (目的)

第1条 嬉野市の高齢者福祉の施策を総合的に審議検討し、高齢者福祉の普及及び推進を図るため、嬉野市高齢者福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合的な高齢者保健福祉計画策定に係る審議及び検討に関すること。
- (2) 各種高齢者福祉事業の推進のための具体的方策に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 医師会の代表者
- (3) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (4) 老人クラブの代表者
- (5) 嬉野市社会福祉協議会の代表者
- (6) 市内の老人福祉施設の代表者
- (7) 部長の職にある市職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴取することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第30号

嬉野市障がい者計画策定審議会条例について

嬉野市障がい者計画策定審議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市障がい者計画策定審議会条例

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、嬉野市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に關し必要な調査審議を行うため、嬉野市障がい者計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画に関し、法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉関係団体に所属する者
- (2) 地域で障がい者支援をする団体に所属する者
- (3) 障がい者福祉関連の業務に従事する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 障がい者福祉に關係する行政機関の職員
- (6) 部長の職にある市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第31号

嬉野市健康づくり推進協議会条例について

嬉野市健康づくり推進協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

嬉野市健康づくり推進協議会条例  
(設置)

第1条 嬉野市の健康づくり等の施策を総合的に審議検討し、住民の疾病予防、健康増進、献血思想の普及及び推進を図るため、嬉野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、総合的な保健計画の審議検討並びに各種健康診査事業、健康相談、健康教育、食生活改善、地区組織の育成、献血思想の普及及び献血推進のための具体的方策について助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健福祉事務所の代表者
- (2) 医師会の代表者
- (3) 歯科医師会の代表者
- (4) 薬剤師会の代表者
- (5) 行政嘱託員の代表者
- (6) 食生活改善推進協議会の代表者
- (7) 女性各種団体の代表者
- (8) 学校等の教育関係者
- (9) 民生委員・児童委員の代表者
- (10) 老人クラブ代表者
- (11) 母子保健推進員の代表者
- (12) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市健康づくり推進協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第32号

嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例について

嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会条例

### (設置)

第1条 うれしの茶に関する歴史的及び文化的な資料展示を含めた交流館の建設推進を図るため、嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 施設の建設場所に関すること。
- (2) 施設の規模及び内容に関すること。
- (3) 資料の収集に関すること。
- (4) 交流館の建設に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 茶業界の代表者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 識見を有する者
- (4) 佐賀県職員
- (5) 市職員

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から交流館の建設が完了する日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

- 第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に嬉野市うれしの茶交流館建設推進委員会の委員である者については、委員会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第33号

嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例について

嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会条例

### (設置)

第1条 農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を協議するため、嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 整備計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 整備計画に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、整備計画に関する重要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者並びに次に掲げる団体及び機関が推薦する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 嬉野市農業委員会
- (2) 佐賀県農業協同組合
- (3) 鹿島藤津農業共済組合
- (4) 嬉野市行政嘱託員会
- (5) 農業関連組織
- (6) 嬉野市

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事会)

第6条 協議会に会長の命を受け会務を処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第3条第2項各号に掲げる団体及び機関の職員である委員若干人で構成する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に嬉野市農業振興地域整備計画推進協議会の委員である者については、協議会の委員として第3条第2項の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は通算する。

議案第34号

嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例について

嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例を別紙のように制定する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会条例

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市の緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、嬉野市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 佐賀県職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了した日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し委員会への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第7条 委員会に、その適正かつ効率的な運営を補助させるため検討部会を置く。
- 2 検討部会は、関係課長で組織する。
  - 3 検討部会長は、主管課長をもって充てる。
  - 4 検討部会の会議は、検討部会長が招集し、その議長となる。
  - 5 検討部会は、委員会に付議する事項等について事前に検討を行う。
  - 6 検討部会長は、第2条に規定する事項について具体的な調査、研究及び検討をするため関係課職員及び公募職員で構成する作業部会を置くものとする。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第35号

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例について

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 嬉野市公民館条例の一部を改正する条例

嬉野市公民館条例（平成18年嬉野市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び嬉野市塩田公民館にそれぞれ、嬉野市嬉野公民館及び嬉野市吉田公民館に一の」を「に」に改め、同条第3項中「10人以内」を「15人以内」に改める。

## 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第36号

嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例（平成18年嬉野市条例第106号）の一部を別紙のように改正する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、関係条例を整備するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市予防接種健康被害調査委員会条例(平成18年嬉野市条例第106号)の  
一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 嬉野市を所管する保健所長

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

嬉野市青少年問題協議会条例を廃止する条例について

嬉野市青少年問題協議会条例（平成19年嬉野市条例第3号）は、廃止する。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 附属機関等の整理統合等の見直しに伴い、条例を廃止する必要がある。

## 嬉野市青少年問題協議会条例を廃止する条例

嬉野市青少年問題協議会条例（平成19年嬉野市条例第3号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第38号

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定をする。

記

整理番号	路線名	起 点 終 点
1	温泉駅一丁田線	嬉野町大字下宿字一本松 嬉野町大字下宿字一本松

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

議案第39号

杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合規約を変更するため、議会の議決が必要である。

杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約

杵藤地区広域市町村圏組合規約(昭和47年佐賀県指令47地第2725号)  
の一部を次のように変更する。

第3条第5号中「障害者自立支援審査会(障害者自立支援法)」を「障害者総合支援審査会(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 57 号

嬉野市教育委員会委員の任命について

下記の者を嬉野市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字谷所甲 2998 番地

氏 名 濑戸口 直子

昭和 31 年 6 月 25 日生

平成 25 年 3 月 1 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市教育委員会委員の任期が平成 25 年 3 月 31 日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。